



外国人雇用状況の届出

町北 朋洋

(京都大学准教授)

1 在留外国人の急増と外国人雇用の広がり

過去半世紀の日本に生じた大きな変化の1つに、在留外国人の急増があげられる。出入国在留管理庁『在留外国人統計』の前身『登録外国人統計』の結果概要によれば、1959年当時の登録外国人総数は約67.4万人であった。ここから1970年代半ばまでの約15年間の純増はわずか約7.5万人であった。その後1970年代半ばから2000年代半ばまでの30年間で新たに125万人増えた。そして登録外国人数は2000年代半ばからの最近15年間で新たに約85万人増え、2021年6月現在、在留外国人総数は282万を超えた。『外国人雇用状況の届出』によれば、その約6割に当たる約172万人が雇用されている。

日本の外国人労働者は「身分または地位に基づく在留資格」と「活動に基づく在留資格」のいずれかで滞在・就労が許可され(宮島・鈴木 2019)、制度は過去30年間で単純労働力の受け入れを緩和する方向に大きな変更を経験してきた(上林 2015)。そして新設された「特定技能」のようにフロントドアだけでなく技能実習生や留学生を雇用するサイドドアを通じた外国人による労働供給の増加は、労働市場をどのように変えるのか、そして外国人雇用事業所の増加は今後の社会、経済、政治をどのように変えてゆくのか。本稿では上記の問いと今後の社会変化の長期的な見通しを得るための材料として潜在的価値の高い統計『外国人雇用状況の届出』を紹介する。

2 『外国人雇用状況の届出』の内容と特長

『外国人雇用状況の届出』とは厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課が収集する業務統計である。雇用対策法に基づき、2007年10月より外国人雇用状況の届出は全事業主に対して義務化された。調査対象は新たに雇い入れまたは離職した外国人労働者である。特別永住者及び「外交」・「公用」の在留資格は除かれる。事業主は、雇い入れと離職の際、当該労働者の氏

名、在留資格、在留期間等を確認し、事業所を管轄するハローワークを経由して厚生労働大臣に届け出ることが義務付けられた。2020年からは在留カード番号の記載が義務付けられた。また1993年から2006年までの旧制度においては、従業員50人以上の全事業所に年1回の報告を求めており、その概要と一部の集計値が「外国人雇用状況報告」として公表され、14年間継続された。

2007年以降の新制度の届出事項は雇用保険の被保険者となる場合、被保険者資格取得届または喪失届に従う。留学生のアルバイト、派遣労働者についても届出が必要である。雇用保険の被保険者となる場合、届出事項は約20項目あり、事業所属性、労働者属性、労働者に対する事業所の処遇等の3種類¹⁾ある。雇用保険の被保険者とならない場合には別様式が準備され、事業所属性、労働者属性の2つが届け出られる。

毎年10月末現在の『外国人雇用状況の届出』の提出状況を厚生労働省が集計して、翌年1月末に公表するものが「外国人雇用状況の届出状況」である。神林・橋本(2017)によれば、『在留外国人統計(旧登録外国人統計)』『国勢調査』といった日本における外国人労働者に関する政府統計に比して、『外国人雇用状況の届出』は事業所側からの届出に基づくため、事業所情報も含めて、実際に雇われている外国人の状況が分かるという特長をもつ。最近では中村ら(2009)、町北(2015)、神林・橋本(2017)等の研究例がある。

このように『外国人雇用状況の届出』は事業所、労働者双方についての情報が多く貴重な統計であるが留意点もある。その1つが神林・橋本(2017)で指摘された複数事業所に登録される兼業サンプルの問題である。神林・橋本(2017)が氏名、国籍、性別、生年月日で名寄せして行った再集計によれば、その数は2015年に公表労働者数の6.8%にあたる約5.7万人であった。このため、この統計から得られる外国人労働者数は「のべ人数」として考える必要がある。もう1つは外国人自営業者の問題である。外国人を雇用せ

ず、日本人労働者のみを雇用する際には届出義務は生じない。また誰も雇用せず、外国人が一人で自営業を営む時にも届出義務は生じない。また事業主の国籍記入欄はなく外国人事業主がどの程度の雇用を作り出したのかを捉えることはできない。

3 外国人雇用の主な担い手

次に外国人雇用がどこで作られ、どう変化してきたのかを知るため、外国人雇用の現状と推移を概観しよう。本稿では公表された2014年から2021年までの「外国人雇用状況」の届出状況表一覧を用いる。2021年時点で外国人雇用事業所数は約28万カ所あり、そこで約172万人が雇用されている。2014年から2021年までに事業所数は約13.7万から約28.5万事業所まで倍増し、労働者数も約78.7万人から約172.7万人まで倍以上増加した。一方、外国人雇用事業所に占める派遣・請負事業所の比率は2014年の約2%から2021年の1.2%まで一貫して低下を続けており、こうした外国人労働者総数に占める派遣・請負事業所就業者の比率も約3.7%から2.6%まで低下した。

外国人労働者数を在留資格別に見ると、活動に基づく在留資格のうち、技能実習生と資格外活動を許可された労働者（主に留学生のアルバイト）の2種類の和が2018年に約50万人を超え、その後、外国人労働者総数の半数近くを担うこととなった。ただし外国人労働者総数に占める技能実習生と留学生アルバイトの和の比率に比べて、専門・技術等の在留資格をもつ労働者の比率は大きくは増えず、この間、外国人労働需要の未熟練化が進んだ。

次に事業所の特徴を見るため、産業、事業所規模、地域に注目する。まず産業を大きく農林水産業、製造業、サービス業の3つに分け、それぞれの総事業所数と総労働者数の推移を見ると、現在、外国人労働者の4人中3人がサービス業で雇用されている。事業所総数と労働者総数に占める農林水産業と製造業比率は全体の約3割弱まで逡減傾向にあり、サービス業比率が増加している。2021年現在、サービス業約23万事業所で約130万人の雇用を生み出している。サービス業の事業所数のうち卸売・小売業と宿泊・飲食業の比率の和が2014年の約5万事業所弱から2021年の8万事業所まで増えたが、個々の事業規模が小さく、労働者総数に占める両業種の比率の推移には大きな変化はない。サービス業内では各種サービス業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービスが外国人労働者の約4割を雇用する。一方、農林水産業と製造業の事業所を併せても5万事業所前後と少ないが、2014年時点で

約25万人の雇用を生み出し、2021年には40万人程度の雇用を生み出した。また建設業で、事業所、労働者比率ともに増加しており、2016年時点では建設業は全体の4%に満たなかったが、2021年では6%を超えた。

外国人を雇用する事業所規模の偏りも大きい。2021年時点の外国人労働者数の半数以上に当たる約94万人は100人未満の事業所で雇用されている。雇用事業所全体の約8割は100人未満の事業所（約22万カ所）であり、30人未満の小規模事業所（約17万カ所）で外国人労働者の36%にあたる約62万人が雇用されている。遡ると、2014年時点で30人未満の小規模企業は約7.5万事業所あり、2021年に約17.5万事業所まで倍増以上、8年間で10万事業所増え、この間の雇用事業所数増加の多くはこれら小規模企業で実現している。労働者数は30人未満の小規模企業での雇用が25万人強であったのが、約65万人まで増えた。

最後に地域から外国人雇用をみると、事業所数も労働者数も地域差が大きい。東京都に立地する事業所が全国の4分の1の約7.3万カ所（労働者数は48.5万人）で神奈川、埼玉、千葉、そして愛知、大阪の事業所と合計すると、これら6都府県だけで外国人雇用事業所全体の6割近くを占める。また労働者の在留資格の構成も地域別に大きく異なり、関東・甲信越は技能実習生比率と資格外労働者比率の和が同地域の外国人労働者の約4割だが、北海道・東北、中国・四国、九州・沖縄の3地域では、これらの和が2019年に6割を超えた。2020年以降の新規入国制限の影響もあるが、2021年でも6割前後ある。このため、関東・甲信越、中部、関西地域に比べて、北海道・東北、中国・四国、九州・沖縄では専門・技術等の労働者比率が低い。

4 感染症拡大期前後の外国人雇用

各年の届出状況表は届出事項のうち、国籍と在留資格という労働者属性、産業、立地都道府県、事業所規模という事業所属性が選ばれ、それぞれのクロス表として事業所数と外国人労働者数を公表している。労働者派遣・請負事業所数とそこに就労している外国人労働者数も都道府県別、事業所規模別に公表している。

筆者は2014年から最新の2021年までの届出状況表を、産業別に再集計し、外国人労働者数(N)、外国人雇用事業所数(E)、事業所当たり外国人労働者数(N/E)の推移を見た。その際、外国人労働者数(N)の変化率を事業所数の変化率(E)と事業所当たり労働者数(N/E)の変化率に分解²⁾した。具体的

には各年の労働者数と事業所数の対数値を計算し、それらの対前年変化率を求めた上で、労働者数の変化率から事業所数の変化率を除いて、事業所当たり労働者数の変化率を求めた。

図1はそのようにして急増してきた外国人労働者数の対前年変化率を2015年から2021年まで示したものである。新型コロナウイルス感染症拡大期以前の2019年までは外国人労働者数が毎年10%以上増加していたが、2020年に増加率は5%を切り、2021年にはほぼゼロとなった。

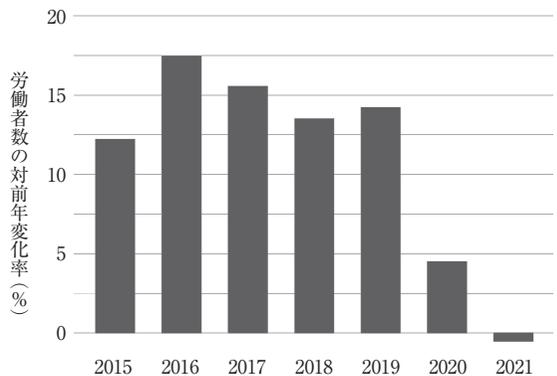
図2では、2015年から2021年まで事業所数の変化率と事業所当たり労働者数の変化率を産業別に示した。その際、製造業、建設業、宿泊・飲食サービス業、医療・福祉サービス業を取り上げた。この図から事業所数の変化率、事業所当たり労働者数の変化率、そして両者の和である労働者数の変化率は、産業間で大きな違いがある。もともと外国人労働者数の多かった製造業では事業所数増加率も事業所当たり労働者数の変化率もどちらも2014年から2019年まで約5%あり、両者の和である労働者数変化率は10%前後を推移していた。

次に建設業では2019年まで事業所数が約26%で増加し、事業所当たり労働者数が約4%で増加、労働者数も30%超増加していた。どちらの変化率も全産業平均を倍以上上回った。従来より外国人労働者の多い宿泊・飲食サービス業では、事業所数の変化率は2019年まで約12%、事業所当たり労働者数の変化率も約4.5%、それらの和である労働者数の変化率も約16-17%あり、全産業平均よりもわずかに高い。

しかし2020年以降の感染症拡大期に生じた需要ショックと新規入国制限による供給ショックを通じ、多くの産業で事業所当たり労働者数変化率が低下した。つまり平均的な雇用規模の増加率が縮小した。この結果、労働者数変化率が低下した。建設業の事業所当たり労働者数はマイナス4.6%となり、労働者数変化率は8.3%まで低下した。宿泊・飲食業は2020年以降でも事業所数は約10%増加するものの、事業所当たり労働者数の減少分が事業所数の増加分を打ち消し、労働者数の変化率はマイナスとなった。ただし医療・福祉サービス業における事業所当たり労働者数変化率は2020年以降も5%を下回らず、事業所当たり労働者数を増やし続けている。

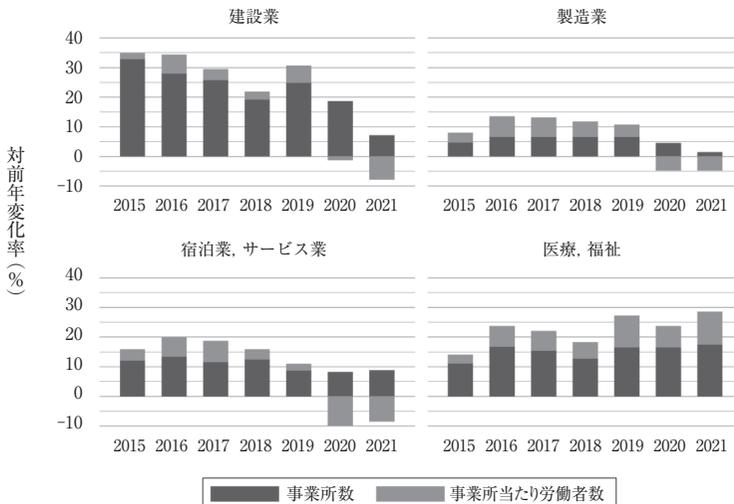
また、雇用の担い手の半数を占めていた資格外就労

図1 外国人労働者数の対前年変化率



出所：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」2014年から2021年までの別表4より筆者作成。

図2 産業別にみた事業所数および事業所当たり労働者数の対前年変化率



出所：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」2014年から2021年までの別表4より筆者作成。

者と技能実習生は、2020年以降、労働者数変化率が大きく低下した。製造業ではいずれもマイナス6.1%、マイナス10.2%まで低下し、サービス業もそれぞれ2.8%、8.5%まで低下した。一方、専門・技術等の在留資格をもつ外国人労働者の変化率は大きく低下せず、製造業、サービス業のどちらも14から15%あった。建設業においても25ポイント以上も減らした資格外労働者、技能実習生に比べて、専門・技術等の外国人労働者数は減っていない。宿泊・飲食業では資格外労働者数が約30ポイント低下したが、2020年以降、専門・技術等労働者数の対前年変化率が上昇した。新規入国制限に伴い、未熟練雇用に近い在留資格の雇用は大きく減ったか、増え方が小さくなったものの、熟練雇用に近い専門・技術等の雇用は減らず、業種内の一部の労働構成が変わったと推察される。

まとめよう。2019年以前は、主に事業所数の増加率が労働者数の大きな増加率をもたらしていたが、2020年以降は需要低下に加え、新規入国制限によって、外国人労働者の供給に強い制限がかかった。このため事業所数の増加率を打ち消すほど事業所当たり労働者数の減少率が大きく、労働者数の増加率が消滅する産業や地域³⁾があった。しかし専門・技術等の在留資格をもつ労働者の雇用は減りにくかった。

5 『外国人雇用状況の届出』の価値

『外国人雇用状況の届出』には事業所側と労働者側の双方および事業所による外国人労働者の処遇といった多くの情報が含まれているため、公表・集計次第では、次のような論点について知見をもたらす可能性を秘める。例えば、在留資格や国籍の違いなどを通じ、外国人労働者と日本人労働者間の賃金および賃金プロファイルの格差がどの程度生じているか、そしてそれらは外国人労働者と日本人労働者間の正規化または非正規化の進行の違いにどの程度由来するか、さらに事業所属性が処遇格差にどのように影響しているか等の論点である。これらは中村(2020)がいうように、外国人と日本人間の処遇格差という根本的な課題に関わっており、この課題を解明する上で『外国人雇用状況の届出』は基本的な道具となり得る。

本稿で示したように、外国人雇用についての研究課題に取り組む際は、事業所特性を分析することが特に重要であり、橋本(2019)がいうように、事業所レベルの外国人雇用決定の論理を推測することが意味をもってくる。事業所が外国人雇用に踏み出す際にどのような障壁を乗り越え、その障壁を越えた後、労働者数をどのように増やしているのか。賃金不足のため労働者の採用が難しく「人手不足」に陥っている事業所が、いつ外国人雇用に踏み切るのか。新規入国が停止した技能実習生や留学生に代わり雇用されるようになった労働者への代替はどの程度の追加費用を事業所にもたらすのか。そうした調整費用は国際的に見てどの程度高いのか。これらを問うことは、今後の外国人労働者受け入れや労働者の権利と人権に関する公共的な議論の基盤となるだろう。

労働者の採用が難しく「人手不足」に陥っている事業所が、いつ外国人雇用に踏み切るのか。新規入国が停止した技能実習生や留学生に代わり雇用されるようになった労働者への代替はどの程度の追加費用を事業所にもたらすのか。そうした調整費用は国際的に見てどの程度高いのか。これらを問うことは、今後の外国人労働者受け入れや労働者の権利と人権に関する公共的な議論の基盤となるだろう。

- 1) 事業所属性として事業主氏名、事業所名称、事業所番号、所在地、電話番号が記される。労働者属性は在留カード記載事項から転記され、氏名、在留資格、在留期間、生年月日、性別、国籍・地域、資格外活動許可(アルバイト)の有無、在留カード番号の計8項目が記される。最後に当該事業所がその労働者をどのように雇用し処遇するか、経緯も含めた計8項目が記される。それは派遣・請負就労区分、資格取得原因、賃金月額、雇用形態、11職種、就職経路、1週間の所定労働時間、契約期間の定め有無と期間である。
- 2) 外国人を雇用する事業所数が増えること(エクステンシブ・マージン)と、雇用事業所で外国人の職が増えること(インテンシブ・マージン)の2つは外国人雇用の増加に対してそれぞれ異なる経済的論理をもつため、このように区別することは、外国人雇用の特徴を労働需要側から捉え直す役割を果たす。
- 3) 図は省略したが、事業所規模をみると、2020年以降はどの規模でも事業所当たり労働者数変化率が減少に転じた。労働者数変化率が約15ポイント低下し、2021年には2014年以降初めて500人以上の大規模企業の労働者数変化率がマイナスとなった。また、技能実習生・資格外労働者に比較的依存してきた北海道・東北、九州・沖縄地域では三大都市圏を含む関東・甲信越、中部、関西地域に比べ、事業所当たり労働者数の変化率が2020年以降マイナスとなり、これが事業所数の増加分を打ち消し、労働者数の増加にはつながらなかった。

参考文献

上林千恵子(2015)『外国人労働者受け入れと日本社会——技能実習制度の展開とジレンマ』東京大学出版会。
 神林龍・橋本由紀(2017)「移民・外国人労働者のインパクト」川口大司編『日本の労働市場——経済学者の視点』有斐閣。
 中村二郎(2020)『外国人労働』『日本労働研究雑誌』No. 717, pp. 30-33。
 中村二郎・内藤久裕・神林龍・川口大司・町北朋洋(2009)『日本の外国人労働力——経済学からの検証』日本経済新聞出版社。
 橋本由紀(2019)「書評：Margaret E. Peters “Trading Barriers: Immigration and the Remaking of Globalization”」『アジア経済』第60巻、第1号、pp. 95-98。
 町北朋洋(2015)「日本の外国人労働力の実態把握——労働供給・需要面からの整理」『日本労働研究雑誌』No. 662, pp. 5-26。
 宮島喬・鈴木江理子(2019)『新版 外国人労働者受け入れを問う』岩波書店。

まちきた・ともひろ 京都大学東南アジア地域研究研究所准教授。一橋大学経済研究所、日本貿易振興機構アジア経済研究所を経て現職。最近の著作に「移動するアジア」(遠藤環、伊藤聖聖、大泉啓一郎、後藤健太編著『現代アジア経済論』)に所収、有斐閣、2018年)。労働経済学専攻。